

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 5 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 コイケ ヒカクンセツ カブシキカイシャ 小池光建設株式会社
 住所 奈良県北葛城郡広陵町南118-2
代表取締役
フリガナ 代表者氏名 コイケリュウイチ 小池竜一
 電話番号 0745-56-2560
 FAX番号 0745-56-3015
 メールアドレス koikekrnsetsu@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 5 日

申請者 氏名又は名称 小池光建設株式会社
住 所 〒635-0818 奈良県北葛城郡広陵町南118-2

代表者氏名 代表取締役 小 池 竜 一

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 コイケ リュウイチ 小 池 竜 一	
取締役 コイケ キヨミ 小 池 清 美	
取締役 シャクトミツコ 赤 土 満 子	
取締役 マツイ ヒロシ 松 井 洋	
監査役 コイケ 光博 小 池 光 博	
事 業 の 範 囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	小池光建設株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号635-0818 住所奈良県北葛城郡広陵町南118-2 電話番号0745-56-2560 F AX番号0745-56-3015 メールアドレスkoikekensetsu@kcn.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
小池竜一	第300741号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 7 年 2 月 5 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ パイカッター	アマダ固定式鋸DP DCP-32 TC104NP	1 1 1	
	塩ビカッター	MV-45	1	
管の加工用の 機械器具	やすり ねじ切り	平・丸型300	3	
		Sone40	1	
		Haizextuto50	1	
管の接合用の機 械器具	トーチランプ パイレンチ	ガスボンベ式 13mm～800mm	3 4	
水圧テスト	手動式テスト	TP50B	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 2 月 5 日

申請者

氏名又は名称	小池光建設株式会社
住 所	奈良県北葛城郡広陵町南118-2
代表者氏名	<small>代表取締役</small> 小池 竜一

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県北葛城郡広陵町大字南118番地の2
小池光建設株式会社

会社法人等番号	1500-01-014062	
商号	小池光建設株式会社	
本店	奈良県北葛城郡広陵町大字南118番地の2	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成11年6月9日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事の請負並びに設計、施工、管理業 2. 鋼構造物設置工事業及びその請負並びに設計、施工、管理業 3. 上・下水道設備工事業 4. 建築物の管工事業及び衛生設備工事業 5. 家庭用電気通信設備工事業 6. 造園工事請負並びに設計、施工、管理業 7. 建物内外の保守、管理業 8. 解体工事業 9. 土木工事の請負並びに設計、施工、管理業 10. 不動産の売買及び仲介並びに管理 11. 前各号に付帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	3000株	平成29年10月25日変更
		平成29年11月7日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	平成29年10月26日変更
		平成29年11月7日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
資本金の額	金4000万円	平成29年10月26日変更
		平成29年11月7日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

奈良県北葛城郡広陵町大字南118番地の2
小池光建設株式会社

役員に関する事項	取締役 小池 竜一	平成28年 3月30日重任
		平成28年 4月 4日登記
	取締役 赤土 満子	平成28年 3月30日重任
		平成28年 4月 4日登記
	取締役 <u>小池 忠雄</u>	平成28年 3月30日重任
		平成28年 4月 4日登記
		令和 3年10月28日死亡
		令和 4年 7月28日登記
	取締役 小池 清美	平成28年 3月30日重任
		平成28年 4月 4日登記
	取締役 松井 洋	令和 4年 7月16日就任
		令和 4年 7月28日登記
奈良県北葛城郡広陵町大字南118番地2 代表取締役 小池 竜一	平成28年 3月30日重任	
	平成28年 4月 4日登記	
	監査役 小池 光男	
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成28年 3月30日重任	
	平成28年 4月 4日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年 5月26日移記

奈良県北葛城郡広陵町大字南118番地の2
小池光建設株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 7年 2月 6日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

畑 山 尚 江



平成11年5月31日登記簿記載

平成11年6月1日設立

平成12年10月1日改正（株式会社法により1株の金額修正）

小池光建設株式会社定款

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県北葛城郡広陵町に置く。

(広告の方法)

第4条 当会社の広告は、官報に掲載してする。

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、小池光建設株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事の請負並びに設計、施工、管理業
2. 鋼構造物設置工事業及びその請負並びに設計、施工、管理業
3. 上・下水道設備工事業
4. 建築物の管工事業及び衛生設備工事業、
5. 家庭用電気通信設備工事業
6. 造園工事請負並びに設計、施工、管理業
7. 建物内外の保守、管理業
8. 解体工事業
9. 土木工事の請負並びに設計、施工、管理
10. 不動産の売買及び仲介並びに管理
11. 前各号に付帯する一切の業務

今社定款は、2月5日

この定款は、原本に相違ありません。



第2章 株 式

(発行する株式の総数、額面株式1株の金額)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、800株とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第6条 当会社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合にはその取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならぬ。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 10 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならぬ。株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならぬ。

(手数料)

第 11 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手料を支払わなければならない。

(株主名義の閉鎖及び基準備日)

第 12 条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

(召 集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に召集し、臨時株主総会は、必要に応じて召集する。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序にの取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第 4 章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は、5名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の任期)

第20条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。

(取締役会の召集及び議長)

第20条 取締役会は社長がこれを召集し、その議長となる。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の召集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または質権者に対して支払う。

利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式2000株とし、その発行価額は1株につき、5万円とする。

(最初の営業年度)

第27条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成11年12月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第29条 発起人の氏名、住所及び発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

(住 所) 奈良県北葛城郡広陵町大字南118番地の2
額面株式100株 (氏名) 小 池 竜 一

以上小池光建設株式会社を設立のため、この定款を作成し、発起人は、次に記名押印する。

平成11年5月31日.

発 起 人 小 池 竜 一

第三〇〇七四一号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 小池 竜一

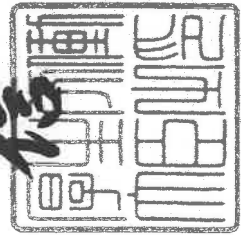
昭和四十年一月六日生

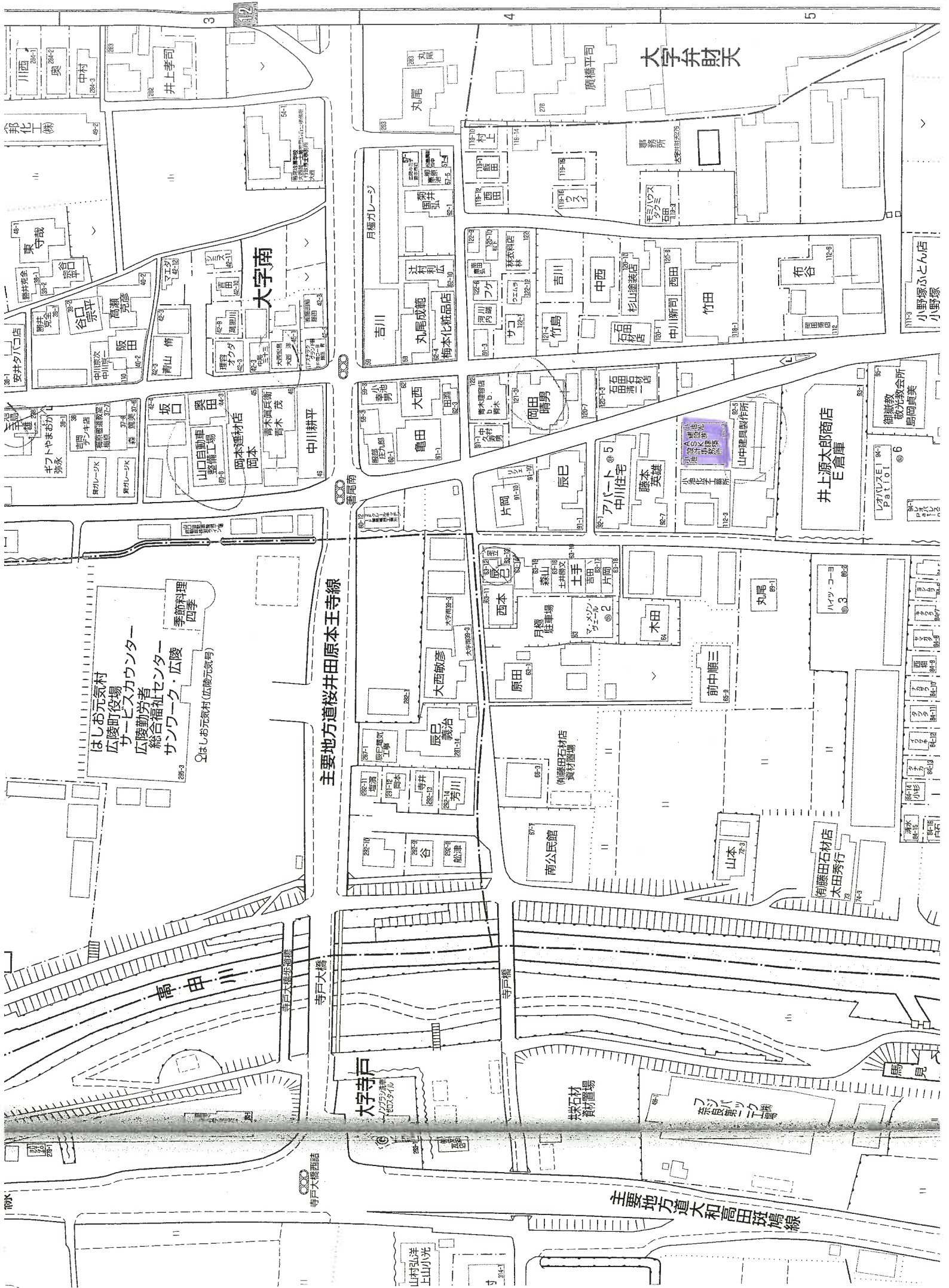
水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和二年一月二十四日

厚生労働大臣

加藤勝信





主要地方道桜井田原本王寺線

主要地方道大和高田斑鳩線

寺戸大橋

寺戸橋

高田川

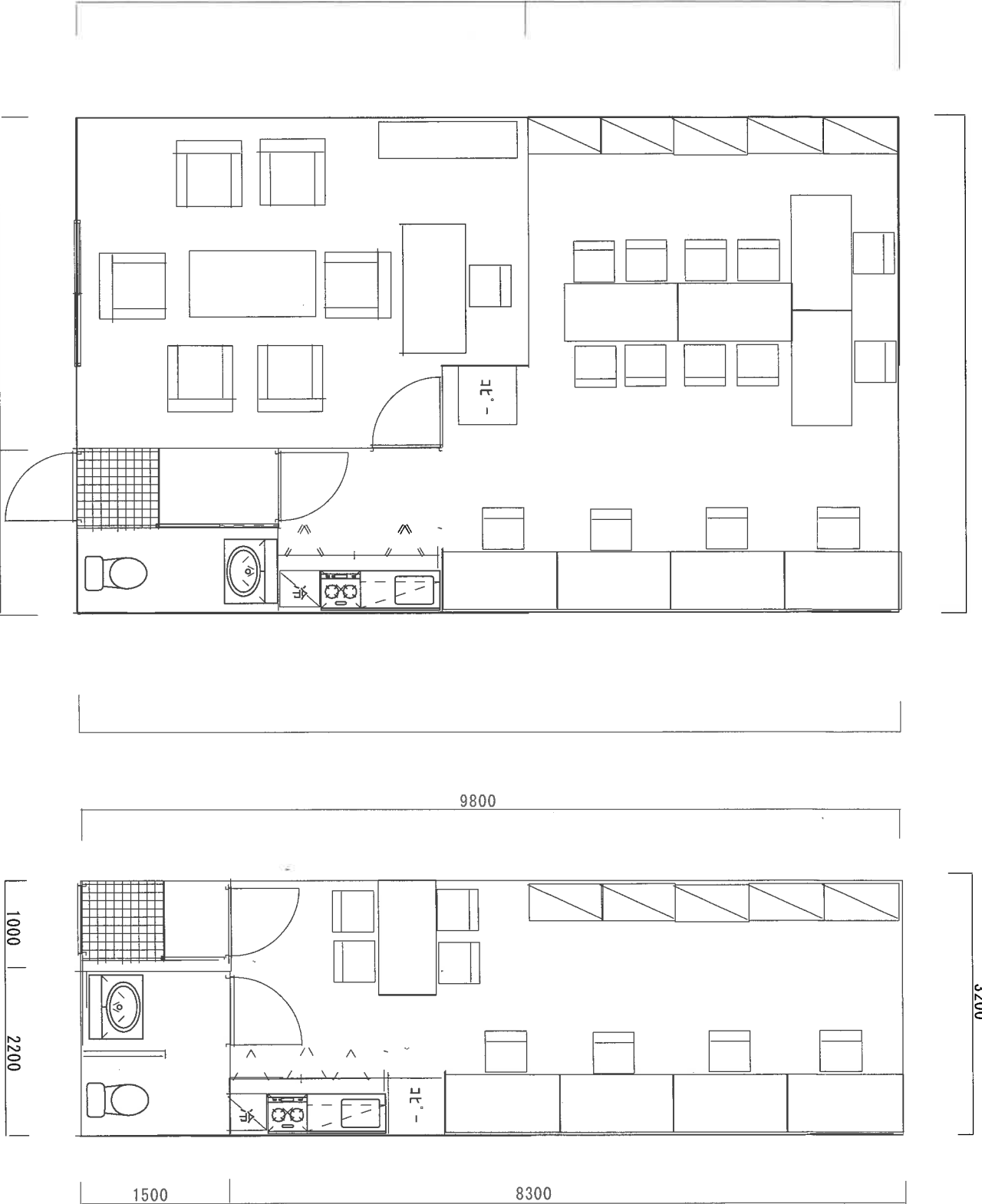
はしお元家村
広陵町役場
サービスセンター
広陵勤労者
総合福祉センター
サンワーク・広陵
季節料理
四季
◎はしお元家村(広陵元気号)

大字寺戸

大字并財天

大字南

3200



特記事項

ASK
建築設計事務所
小池光建設機

名称
図名

2F/3F事務所・会議室
平面図

縮尺

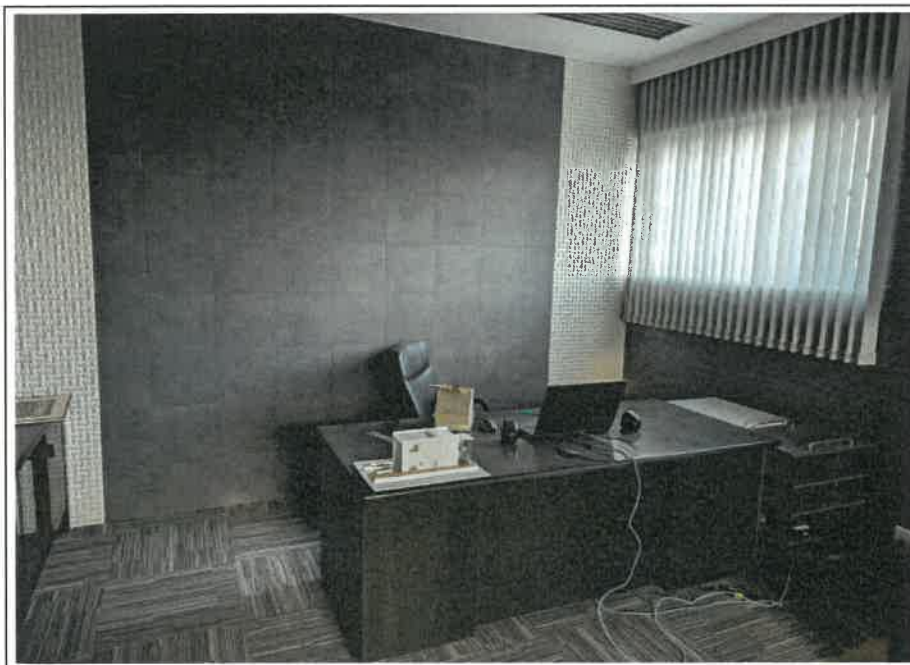
奈良県知事登録
第2015(1)
2350号



本社 外観



2F工事 事務所



3F 会議室

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 5 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 コイケ ヒカルンセツ カブシキカイシャ 小池光建設株式会社

住所 奈良県北葛城郡広陵町南118-2

フリガナ 代表者氏名 コイケリュウイチ 小池竜一

電話番号 0745-56-2560

FAX番号 0745-56-3015

メールアドレス koikekrnsetsu@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	レ
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和7年 2月 5日

届出者

氏名又は名称 小池光建設株式会社
住 所 奈良県北葛城郡広陵町南 118-2
代表者氏名 小池 竜一

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	小池光建設株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任の年月日
小池 竜一	第 300741 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇〇七四一号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 小池 竜一

昭和四十年一月六日生

水道法昭和三十年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和二年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信

